

答申第 7 号
平成 31 年 3 月 13 日

佐賀市教育委員会
教育長 東島 正明 様

佐賀市情報公開審査会
会長 村上英明



佐賀市情報公開条例第 15 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 30 年 10 月 31 日付け佐市教委文振第 775 号により諮問のありました下記の件
について、別紙のとおり答申します。

記

「平成 29 年度 第 1 回佐賀市文化財保護審議会
第 2 回佐賀市文化財保護審議会 に関する一切の公文書
(・審議事項・報告事項・配布資料・会議録 等)」
についての部分公開決定に対する審査請求事案

答 申

1 審査会の結論

審査請求人が平成30年7月10日付けで公文書公開請求を行った、

「平成29年度 第1回佐賀市文化財保護審議会

第2回佐賀市文化財保護審議会 に関する一切の公文書

(・審議事項・報告事項・配布資料・会議録 等)

について、佐賀市教育長（以下「実施機関」という。）が平成30年7月24日付け佐市教委文振第424号で行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）により非公開とした情報のうち、次に掲げる箇所は公開すべきである。

(1) 平成29年度第1回佐賀市文化財保護審議会議事録のうち、報告事項「旧牛島家の活用について」の議事で、旧牛島家の活用案に関する発言とは認められない部分

・平成29年度第2回佐賀市文化財保護審議会議事録のうち、報告事項「梅野磨崖碑について」の議事で、会議資料に関する発言とは認められない部分

具体的な箇所は、【別表1】【別表2】に示すとおりである。

(2) また、次に掲げる箇所は、本件決定において非公開としたこと自体は妥当であるが、その内容について再度検討するよう求める。

・平成29年度第2回佐賀市文化財保護審議会会議資料のうち、報告事項「梅野磨崖碑について」の議事で使用された会議資料の一部

・平成29年度第2回佐賀市文化財保護審議会議事録のうち、報告事項「梅野磨崖碑について」の議事で、会議資料に関する発言と認められる部分

具体的な箇所は、【別表2】に示すとおりである。

(3) その他の箇所について、非公開としたことは妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年7月10日に佐賀市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条の規定により、実施機関に対し、以下の内容に関する公文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

『平成29年度 第1回佐賀市文化財保護審議会

第2回佐賀市文化財保護審議会 に関する一切の公文書

(・審議事項・報告事項・配布資料・会議録 等)』

なお、本件公開請求にかかる公文書公開請求書は、平成30年7月10日に、佐賀市総務部総務法制課情報公開・統計係（以下「情報公開・統計係」という。）窓口にて提出され、同日、実施機関に送付された。

(2) 実施機関は、本件公開請求に係る公文書を次の(ア)(イ)(ウ)(エ)のとおり特定した（以下「公文書(ア)」のように略し、一括して「本件公文書」という。）。

- (ア) 平成29年度第1回佐賀市文化財保護審議会 会議資料(平成29年6月6日開催)
 - (イ) 平成29年度第1回佐賀市文化財保護審議会 議事録
 - (ウ) 平成29年度第2回佐賀市文化財保護審議会 会議資料(平成30年2月2日開催)
 - (エ) 平成29年度第2回佐賀市文化財保護審議会 議事録
- (3) 実施機関は、平成30年7月24日、本件公開請求に対し、本件公文書について、部分公開とする理由を次のとおり付して本件決定を行い、平成30年7月26日、審査請求人に対して部分公開を行った。
- 『佐賀市情報公開条例第6条第2号及び第5号の規定に該当』
- (理由)
- 個人に関する情報（資産状況等）が記載されているため。
意思形成過程に関する情報（文化財活用に関する検討中の事項）が記載されており、公開することにより、不当に市民の間に混乱を生じさせると認められるため。
- (4) 審査請求人は、平成30年10月3日に、本件決定を不服として、行政不服審査法の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。情報公開・統計係は、審査請求書を受け付け、記載事項を確認後、同日付けで実施機関へ送付した。

3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の取り消しを求める。

(2) 審査請求の理由

① 平成29年度第1回佐賀市文化財保護審議会の報告事項「旧牛島家の活用について」の資料として「佐賀市柳町 旧牛島家 活用案」があるが、表題部以外の全てが黒塗りとなっている。非公開とされた部分の全てが条例第6条第2号及び第5号の規定に該当するとは言えない。

また、審議会が開催されて1年以上経過しており、事態は推移している。公文書公開請求を行った時点では公開可能ではないか。

② 平成29年度第2回佐賀市文化財保護審議会において、梅野磨崖碑に関する資料があるが、全6ページのうち4ページが黒塗りとなっている。

これは、公共事業施行中に再確認されたものであり、保存活用の方法等を検討するための資料であることから、条例の規定に該当するものではない。

さらに、審議会が開催されて5ヶ月以上が経過しており、公文書公開請求が行われた時点で、当該文化財が存する現地では整備が進んでおり、文化財の保存、活用、及び通行人に対する安全対策が講じられている。公開することによる支障があるとは考えられない。

旧牛島家は、佐賀市指定の重要文化財であり、梅野磨崖碑についても貴重な文化財であり、これらは、知的資源として、また、全ての人々の共有財産である。その保存活用については、市民の関心事であり、情報公開により、文化財等の動向をオープンにすべきである。

また、審査請求人は、意見陳述において、上記主張とは別に、次のとおり主張している。

本件公開請求を行うまでに、平成29年度第1回審議会からは13か月、第2回審議会から5か月以上が経過しており、本件公開請求を行うまで、何も情報提供がなされなかった。このことは、「知る権利」が損なわれることに他ならない。

4 実施機関の主張

審査請求人の主張に対する、実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

① 公文書(7)の一部である、「佐賀市柳町旧牛島家活用案」の非公開部分について

所管課(観光振興課)において、旧牛島家の活用を目的とした改修を行うという意思決定がなされておらず、公開することで、不当に市民の間に混乱を生じさせことになるため、条例第6条第5号に該当すると判断し、非公開とした。

また、当該資料は、法人が旧牛島家を活用するという「提案」を行うために作成したものであるが、文書の構成等について、当該法人独自の表現方法(ノウハウ)が含まれており、公開することで当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第3号にも該当するものと考える。

② 公文書(9)の一部である、「梅野磨崖碑について」の会議資料の非公開部分について

平成29年度第2回佐賀市文化財保護審議会を開催する時点では、保存方法など確定していない点が多かったため、非公開で会議を開催した。その後、平成30年7月10日に審査請求人による本件公開請求がなされた後、7月11日に事業主体(資料作成者)である県の機関と協議を行い、その時点でも事業施行前であること等の理由から、条例第6条第5号に該当すると判断し、非公開とした。

なお、その他の非公開部分について、審査請求人は個別の主張を行っていないが、実施機関は概ね次のとおり主張している。

③ 公文書(1)の一部である、報告事項「旧牛島家の活用について」の発言の一部について

当該部分は、公文書(7)の一部である、「佐賀市柳町旧牛島家活用案」に関する発言であり、所管課(観光振興課)において、旧牛島家の活用を目的とした改修を行うという意思決定がなされておらず、公開することで、不当に市民の間に混乱を生じさせことになるため、条例第6条第5号に該当すると判断し、非公開とした。

④ 公文書(1)の一部である、報告事項「精煉方跡の土地取得について」の発言の一部について

当該部分は、個人の資産状況に関する発言であり、個人に関する情報であるため、条例第6条第2号に該当すると判断し、非公開とした。

⑤ 公文書(1)の一部である、報告事項「宗眼寺木造河童像について」の発言の一部について

当該部分は、文化財の取扱いに関する検討中の事項に関する発言であり、公開することで率直な意見の交換が不当に損なわれると認められるため、条例第6条第5号に該当すると判断し、非公開とした。また、所有者等の資産状況に関する発言であり、個人に関する情報であるため、条例第6条第2号に該当すると判断し、非公開とした。

⑥ 公文書(1)の一部である、報告事項「梅野磨崖碑について」の発言の一部について

当該部分は、平成29年度第2回佐賀市文化財保護審議会開催当時、保存方法など確定してい

ない点が多かったため、非公開で会議を開催した際の文化財の保存対策に関する発言である。その後、平成30年7月10日に審査請求人による公文書公開請求がなされた後、7月11日に事業主体（資料作成者）である県の機関と協議を行い、その時点でも事業施行前であること等の理由から、条例第6条第5号に該当すると判断し、非公開とした。

5 審査会の判断

1. 本件公文書の概要

本件公文書のうち、公文書(ア)は、「平成29年度第1回佐賀市文化財保護審議会」の会議資料であり、公文書(イ)は、公文書(ア)を使用して行われた審議内容を記録した議事録である。また、公文書(ウ)は、「平成29年度第2回佐賀市文化財保護審議会」の会議資料であり、公文書(エ)は公文書(ウ)を使用して行われた審議内容を記録した議事録である。

2. 本件公文書における非公開箇所の非公開理由

(1) 公文書(ア)は、3件の報告事項に関する審議、及び5件の文化財現地視察を実施した、平成29年度第1回佐賀市文化財保護審議会の会議資料であるが、実施機関が非公開とした箇所についての理由は次のとおりである。

① 公文書(ア)の一部である、「佐賀市柳町旧牛島家活用案」は、所管課において旧牛島家の活用を目的とした改修を行うという意思決定がなされておらず、公開することで、不当に市民の間に混乱を生じさせることになるため、「意思形成過程情報」に該当する。また、会議資料を作成した法人独自の表現方法（ノウハウ）が含まれており、公開することで当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、「法人情報」にも該当する。

(2) 公文書(イ)は、公文書(ア)を使用して行われた審議内容を記録した議事録であるが、実施機関が非公開とした箇所についての理由は次のとおりである。

① 報告事項「旧牛島家の活用について」の発言の一部は、所管課において旧牛島家の活用を目的とした改修を行うという意思決定がなされていない段階における、会議資料の内容に関するものであり、公開することで、不当に市民の間に混乱を生じさせることになるため、「意思形成過程情報」に該当する。

② 報告事項「精煉方跡の土地取得について」の発言の一部は、個人の資産状況に関するものであり、「個人情報」に該当する。

③ 報告事項「宗眼寺木造河童像について」の発言の一部は、文化財の取扱いに関する検討中の事項に関するものであり、公開することで、率直な意見の交換が不当に損なわれるため、「意思形成過程情報」に該当する。また、所有者等の資産状況に関する発言は、「個人情報」に該当する。

(3) 公文書(ウ)は、6件の報告事項に関する審議を実施した、平成29年度第2回佐賀市文化財保護審議会の会議資料であるが、実施機関が非公開とした箇所についての理由は次のとおりである。

① 報告事項「梅野磨崖碑について」で使用された資料の一部は、審議会開催当時及び本件公開請求時点において、検討中の事項が確定しておらず、公開することで、不当に市民の間に混乱を生じさせることになるため、「意思形成過程情報」に該当する。

(4) 公文書(エ)は、公文書(ウ)を使用して行われた審議内容を記録した議事録であるが、実施機関が非

公開とした箇所についての理由は次のとおりである。

① 報告事項「梅野磨崖碑について」の発言の一部は、検討中の事項が確定していない段階における、会議資料の内容に関するものであり、公開することで、不当に市民の間に混乱を生じさせることになるため、「意思形成過程情報」に該当する。

3. 「個人情報」、「法人情報」、「意思形成過程情報」を非公開とする条例の趣旨

本件公文書における非公開箇所について、実施機関は、条例第6条第2号に規定する「個人情報」、および同条第5号に規定する「意思形成過程情報」を理由として非公開としている。

また、非公開箇所の一部に関し、当審査会が行った意見聴取において、実施機関は、同条第3号に規定する「法人情報」に該当する旨を追加して主張している。

- (1) 条例第6条第2号に規定する「個人情報」について、条例は、「プライバシーという概念が法的または社会通念的に必ずしも明確ではないことから、これを最大限保護すること。」を趣旨とし、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」を非公開とすると規定している。
- (2) 条例第6条第3号に規定する「法人情報」について、条例は、「法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保護すること」を趣旨とし、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」を非公開とすると規定している。
- (3) 条例第6条第5号に規定する「意思形成過程情報」について、条例は、「行政における意思決定前の情報について、率直な意見交換や意思決定の中立性を確保すること、誤解や憶測に基づく混乱を防止すること、特定の者に不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすことを防止すること」を趣旨とし、「市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公共的団体をいう。以下同じ。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの。」を非公開とすると規定している。

4. 本件公文書における非公開箇所の該当性

(1) 公文書(ア)の非公開箇所について

非公開箇所は、「佐賀市柳町旧牛島家活用案」を作成した法人名、「佐賀市柳町旧牛島家活用案」の内容であるが、当該活用案は、所管課が活用を前提としていない段階で、法人が任意に作成し、提出されたものであり、本件公開請求時点において、内容に関する審議が終了していることから、「意思形成過程情報」には該当しない。

しかし、「佐賀市柳町旧牛島家活用案」を作成した法人名については、公開することで、（同業他社を始めとした他者に）法人の事業活動として活用案を作成提出した事実を公開することとなり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、「法人情報」に

該当し、非公開としたこと自体は妥当である。

また、「佐賀市柳町旧牛島家活用案」の内容については、旧牛島家の概要、現況写真が含まれており、公開に支障がないようにみえるところがないわけではないが、法人が旧牛島家の活用についての「提案」を行うために作成提出したものであり、文書の構成や写真の配置等について、法人独自の表現方法（ノウハウ）が含まれていると認められ、公開することで、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、「法人情報」に該当し、非公開としたこと自体は妥当である。

(2) 公文書(i)の非公開箇所について

非公開箇所は、報告事項「旧牛島家の活用について」「精煉方跡の土地取得について」「宗眼寺木造河童像について」の発言の一部であるが、各非公開箇所について、当審査会の判断は次のとおりである。

①報告事項「旧牛島家の活用について」の発言での非公開箇所は、本件公開請求時点では、内容に関する審議が終了していることから、「意思形成過程情報」には該当しない。また、一部箇所については、旧牛島家の活用案に関連した発言とは言えず、「法人情報」にも該当しないため、公開すべきである。しかし、一部箇所については、旧牛島家の活用に関する法人の具体的な提案に関する発言であると認められることから、公開することで、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、「法人情報」に該当し、非公開としたこと自体は妥当である。

②報告事項「精煉方跡の土地取得について」の発言での非公開箇所は、個人の資産状況に関するものであり、「個人情報」に該当し、非公開としたことは妥当である。

③報告事項「宗眼寺木造河童像について」の発言での非公開箇所のうち、「意思形成過程情報」に該当するとしている箇所は、その内容が、当該文化財を所有する個人に関するものであることから、「意思形成過程情報」には該当しないが、「個人情報」に該当するため、非公開としたこと自体は妥当である。

また、「個人情報」に該当するとしている箇所は、当該文化財を所有する個人に関するものであり、「個人情報」に該当し、非公開としたことは妥当である。

以上から、公文書(i)における、当審査会の判断を【別表1】に示す。

(3) 公文書(ii)の非公開箇所について

非公開箇所は、報告事項「梅野磨崖碑について」で使用された会議資料の一部であるが、本件公開請求を受けて、本件決定を行う時点において、検討中の事項が確定していなかったことが認められることから、「意思形成過程情報」に該当し、非公開としたことは妥当である。しかし、当審査会で行った意見聴取で、現在は検討内容が確定したため公開可能であることが認められた。よって、当該情報については、「意思形成過程情報」に該当するかどうかについて再度検討を行うよう求められる。

(4) 公文書(iii)の非公開箇所について

非公開箇所は、報告事項「梅野磨崖碑について」の発言の一部であるが、一部箇所については、

「意思形成過程情報」に該当しないため、公開すべきである。しかし、その他の箇所については、本件公開請求を受けて、本件決定を行う時点において、検討中の事項が確定していなかったことが認められることから、「意思形成過程情報」に該当し、非公開としたことは妥当である。しかし、当審査会で行った意見聴取で、現在は検討内容が確定したため公開可能であることが認められた。よって、当該情報については、「意思形成過程情報」に該当するかどうかについて再度検討を行うよう求める。

以上から、公文書(イ)における、当審査会の判断を【別表2】に示す。

【別表1】公文書(イ)における非公開箇所と審査会の判断

報告事項名	非公開とした箇所	審査会の判断
旧牛島家の活用について	P2 24行目	「意思形成過程情報」及び「法人情報」に該当しないため、公開すべき。
	P2 27行目	「意思形成過程情報」に該当しないが、「法人情報」に該当するため、非公開としたこと自体は妥当。
	P3 1行目	
	P3 6行目	
	P3 10行目	
	P3 11行目	
精煉方跡の土地取得について	P3 13行目	
	P8 12行目から 13行目	「個人情報」に該当するため、非公開としたことは妥当。
宗眼寺木造河童像について	P9 6行目から 8行目	「意思形成過程情報」に該当しないが、「個人情報」に該当するため、非公開としたこと自体は妥当。
	P9 12行目から 13行目	「個人情報」に該当するため、非公開としたことは妥当。
	P9 15行目から 16行目	

【別表2】公文書(乙)における非公開箇所と審査会の判断

報告事項名	非公開とした箇所	審査会の判断
梅野磨崖碑について	P8 9行目から 10行目	「意思形成過程情報」に該当せず、公開すべき。
	P8 12行目から 13行目	「意思形成過程情報」の該当性について、再度検討を行うよう求める。
	P8 15行目から 16行目	「意思形成過程情報」の該当性について、再度検討を行うよう求める。

なお、当審査会が行った意見聴取において、本件公開請求の対象となった、「佐賀市文化財保護審議会」の運営に関し、「佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程」に基づかない取扱いが認められた。このことは、審査会の判断に直接影響するものではないが、当審査会は、実施機関に対し、同規程の趣旨を踏まえ、「会議開催の事前公表」「会議資料の提供」「議事録等の作成」「会議資料及び議事録等の公表」について、適切な事務処理に努めるよう付言する。

⑥ 審査会の審査請求審議経過

平成30年12月19日(水) 質問書の受理、実施機関からの意見聴取、第1回審議

平成31年 1月18日(金) 審査請求人からの意見聴取、第2回審議

平成31年 2月 7日(木) 第3回審議

平成31年 3月 4日(月) 第4回審議

平成31年 3月13日(水) 答申